

中世初期イングランドの紛争解決

—Fonthill Letter を素材に (2) —

(西洋史学研究室) 森 貴子

The Settlement of Disputes in Anglo-Saxon England

: A Recent Historiography of the Fonthill Letter (no. 2)

Takako MORI

(平成29年10月31日受理)

はじめに

10世紀前半に作成された所謂 Fonthill Letter は、土地をめぐる私人間の争いとその顛末を生き生きと描き出す、貴重な史料である^①。その日本語訳を提示し、作成背景と係争の経緯を整理した前稿に続き^②、本稿では当該書簡を素材とした場合に、9世紀末から10世紀初頭の紛争解決に関して、どのような議論が可能かを考察する。

1. Fonthill Letter に描写された係争とその顛末

最初に、Fonthill Letter の内容を、研究史上での解釈も交えながら簡単に振り返っておく。

事件は、アルフレッド王治世(ウェセックス王: 871-899年)末期に、エセルヘルム・ヒガなる人物が、Fonthill(地図参照)の所有に関してヘルムスタンを訴えたことで始まる(<裁判1>)。ベルトを盗んだ咎ですでに有罪となっていたヘルムスタンは、裁判で不利になること(神判にかけられる可能性があった。詳細は後述)を恐れて、ウィルトシャーのエアルドールマンであったオルドラフに助けを求める^③。オルドラフによる取りなしによって、アルフレッド王はヘルムスタんに土地に関する権利を証明する資格を与え、さらに調査団を任命して、事件の調査と解決を命じた。結果として、所有権の証明に成功したヘルムスタンが、裁判に勝利すること

となった。そしてこの時、Fonthill は、裁判における支援の見返りとしてオルドラフに譲渡されたが、一代限り(存命中に限る)という条件でヘルムスタンに貸与された。

それから一年半後あるいは二年後、エドワード古王の王位継承(899年)後ほどなくして、ヘルムスタンは再び盗みを働いてしまう。罰として、彼は王によって(王の役人を通じて)土地財産を没収されると同時に法外放置 outlawry を宣言されたが、Fonthill に関しては没収されることはなく、オルドラフに返還された(<裁判2>)。しかしこの事件をきっかけに、オルドラフは取り戻した Fonthill を、Lydiard(地図参照)との交換としてウィンチェスター司教に譲渡した。伝来する関連文書を信じるかぎり、この交換が行われたのは900年のことである。

さらに20年ほどの時が過ぎた頃(エドワード古王の治世末期)に、エセルヘルム・ヒガは——彼にとって好ましい何らかの状況が生じたからであろうか——再び Fonthill の権利を主張した(<裁判3>)。Fonthill はすでにウィンチェスター司教の所有するところとなっていたから、今回の被告は司教ということになる。しかし最終的に、詳細は不明ながら、エセルヘルム・ヒガが訴えを取り下げたことが、書簡の裏書から判明する。

さて、以上の情報を有する Fonthill Letter は、<裁判

3 >においてエセルヘルム・ヒガの主張に反論する目的で作成されたのであり、作成者はオルドラフと考えられている⁽⁴⁾。オルドラフには書簡作成の動機があった。なぜならエセルヘルム・ヒガの訴えが認められてしまえば、オルドラフは、司教との交換で獲得した **Lydiard** を手放さなければならなくなる。そうした事態を避けるためにも、**Fonthill** がウィンチェスター司教の所有に至るまでのプロセスとその正当性を、詳述しなければならなかったのである。

2. 裁判集会について

紛争解決の場（裁判集会）に関する議論から始めよう。アングロ・サクソン期の「国家」をめぐる近年の研究では、集会は、王権による統治の実行機関として注目を集めてきている⁽⁵⁾。例えば P・ウォーモルドは、10世紀の国家は裁判に積極的に介入するようになるが、それは集会（賢人会議や州集会）を通じて王の意志を伝達し、そこで王の利益を追求することによって実現されたという⁽⁶⁾。また鶴島博和は、地域社会の成長と王権による統治への利用という観点から、州集会に着目した。州集会は、裁判に出席して地域の問題解決に参加する人々（史料では「よき人々」や「高貴なる者たち」などと呼ばれる、セインたちのことである）によって構成されており、紀元1000年頃からの王権は、こうした州共同体に依存しながら地域統治を組織化していったという⁽⁷⁾。それでは **Fonthill** に関連する裁判集会は、こうした議論のなかに如何に位置づけることができるだろうか。紛争解決の場とその性格に注目してみよう。

最初に、一連の事件の発端となった、エセルヘルム・ヒガによる訴え（<裁判1>）について、書簡は以下のように述べる。

【1】「ヘルムスタンがエセルレッドのベルトを盗むという罪を犯したとき、他の原告たちとともに、ヒガは直ちに彼に対する訴えを開始しました、そして訴訟によって、彼からその土地を勝ち取ることを望んだのです。」⁽⁸⁾

893年に編纂されたアッサーの『アルフレッド王伝』は、当時すでにエアルドールマンが主催する集会と、王の役人が主催する集会との区別が認識されていたことを教えてくれる⁽⁹⁾。おそらく前者が州集会に、後者が州の下部単位であるハンドレッドの集会に相等すると考えられ

る⁽¹⁰⁾。また時代は下って10世紀半ばになれば、エドガー王の法典に、州集会は年に二回、ハンドレッド集会は四週間に一回開催されるべしとの明確な規定がある⁽¹¹⁾。そして州集会には「司教とエアルドールマンが出席し、そこで教会と世俗のどちらの法についても教示しなければならない」（『エドガー王第三法典』第5条2項）とされている⁽¹²⁾。しかしこれらの規定に照らしても、**Fonthill Letter** の記載からは、エセルヘルム・ヒガが具体的にどのような場に訴え出たのかについては判断できない。その次の段階——ヘルムスタンがオルドラフに助けを求めてから以降——については、エアルドールマンであるオルドラフの関与が明確であり（後掲の書簡抜粋【2】、【3】も参照）、州集会で事件が扱われたように思われる⁽¹³⁾。具体的な場所は **Wardour** である。書簡の記述からアルフレッド王もその地に滞在していたことが分るが、王自身は裁判に立会っていない（自室で指示を与える姿が描写されている。【3】の下線(e)以降を参照）。

次の裁判は、ヘルムスタンが再び犯した盗み（牛泥棒）に関連して行われた（<裁判2>）。牛の所有者については不明）。ヘルムスタンが有罪となり、王の役人（‘*gerefa*’）によって財産を没収された時、その場にはオルドラフも同席していた（オルドラフは王の役人に財産没収の理由を尋ねている）⁽¹⁴⁾。前述の基準に従えば、このケースは、王の役人が主催する在地の集会⁽¹⁵⁾、あるいはエアルドールマンが主催する州集会の、どちらでも扱われた可能性がある⁽¹⁶⁾。また、ヘルムスタンが捕まったのは **Chicklade**（地図参照）であるが、裁判自体がどこで開催されたかは不明である。

最後に、エセルヘルム・ヒガによる **Fonthill** の再要求が審議された場についてである（<裁判3>）。裁判集会で利用するために作成された **Fonthill Letter** が、「陛下」、すなわちエドワード古王に宛てられていることから⁽¹⁷⁾、この裁判が王の面前で行われたことは明らかである。そして裏書から、それは **Warminster**（地図参照）の賢人会議であったことが判明する⁽¹⁸⁾。

それではこれらの集会について、書簡がそのプロセスを最も詳細に語っている<裁判1>を対象に、アングロ・サクソン期の国家という文脈での位置づけを考察してみよう。筆者の前稿から書簡の関連箇所を引用しておく。【2】（前掲の書簡抜粋【1】の続き）「その後、彼（へ



図 FONTHILL LETTER 関連地名

ルムスタン)は私を訪れ、私に彼のために仲裁に入るよう懇願しました、なぜなら彼がそのような罪を犯す以前に、私はかつて名付け親として、司教の手から彼を受け取った(堅信式で名付け親になった)からです。そこで私は彼のために話をし、彼のためにアルフレッド王に取りなしをしました。それから彼(アルフレッド王)——神が彼の魂に報い賜わんことを——は、私の弁護と正しい説明のために、彼(ヘルムスタン)に、その土地について、エセルヘルムに対して彼の権利を証明する資格が与えられることを、お認めになったのです。それから、彼は彼らが同意に至るよう、命じられました。そしてそのために任命された者たちの一人が私であり、さらにウィフトボルド、当時納戸係であったエルフリック、ビルフトヘルム、Somertonのウルフハン・ブラック、ストリカ、ウッパ、くわえて私がいま名前を挙げられるよりも多くの者たち(がその任に命じられたの)です。⁽¹⁹⁾

* ()内は筆者による補足説明を指す

まず注目すべきこととして、オルドラフの働きかけを受けて調査団を組織し、裁判集会での決着を命じた、ア

ルフレッド王の役割があげられる。ここからは、裁判に積極的に介入する王権という、ウォーモルドの主張と合致する王の姿を看取できる(王権の役割に関しては第6節で論ずる)。他方で、地域統治の組織化を伺わせる要素は確認できない。そもそも王への訴えは、オルドラフの口利きによって、つまりヘルムスタンの個人的なつてを通じてなされているのであって(前掲【2】で述べられているように、ヘルムスタンはオルドラフの教子godsonである)、一定の手続が存在したようには見えない⁽²⁰⁾。また、アルフレッド王がここで令状や印璽を用いた様子はなく、したがってその指令は口頭で調査団に伝えられたのだろう⁽²¹⁾。調査団を構成した人びとについては、まずウィフトボルド、ビルフトヘルム、ストリカ、ウッパは、伝来する他の文書の検討から、在地有力者セイインであったと考えられている⁽²²⁾。「納戸係」(‘frælðen’)のエルフリックは、892年にアルフレッド王が発給した王文書の証人欄に、「食料貯蔵庫係」(‘cellerarius’)や「酌つぎ」(‘pincerna’)と並んで登場している⁽²³⁾。ウルフハン・ブラックは、Fonthillから西方50キロに位置するSomerton(地図参照)に縁のある人物であろう⁽²⁴⁾。

そして彼らの間で最も位の高いオールドラフが、州集会の主催者役を果たしたのであろうか。一方で、オールドラフが名前を忘れてしまった「さらに多くの者たち」の素性については、推測の余地がない。したがって調査団の構成から言えるのは次のことである。〈裁判1〉はエアルドールマンの主催する州集会で扱われたように解釈でき、その構成員はセインたちであった。しかし彼らは、当時はまだ「州共同体」として認識されてはいなかったようだ。鶴島によれば、州共同体の実態は在地に根を張る「セインたち」＝地域にとっての「よき人々」であるが、書簡はウィフトボルドを始めとするセインたちに対して、少なくともそうした表現を用いていない⁽²⁵⁾。彼らの調査団としての活動は、こうして問題解決に向けた協働行為を繰り返すことでやがて「よき人々の社会」＝地域共同体が形成され、それを基礎に王権と州共同体による問題解決のシステムが構築されていく、そのプロセスの途上に位置づけるのが適当だろう⁽²⁶⁾。

3. 犯罪と処罰

次に、当該社会における罪と罰との関係について、Fonthill Letter から何を指摘できるだろうか。アングロ・サクソン期から伝来する諸法典の社会的機能については別稿で整理したが⁽²⁷⁾、本稿の対象とする Fonthill Letter においても、やはり裁判で法典が参照された形跡は認められない。しかし以下述べるように、法典の規定とヘルムスタンに科された罰との比較から、当該社会における犯罪（許容可能な行動に関する規則への深刻な違反という意味での）と罰の捉え方について、一定の見通しを得ることができる。

ヘルムスタンの一度目の犯罪は、エセルレッドという人物からベルトを盗んだことであった。盗みに対する罰に関しては『アルフレッド王法典』にはそれほど規定がないが、補遺としてこれに付された『イネ王法典』からは、状況に応じて異なる罰が課されるべきとの原則を読み取ることができる。例えば、家族に知られずに盗みを働いた者には罰金が科されるが、家族が承知の上であれば盗人のみならず家族全員が奴隷身分に落とされる（第7条）⁽²⁸⁾。また、現行犯で捕らえられた者は死刑に処されるか、あるいはその命は人命金によって贖われなければならない（第12条）⁽²⁹⁾。オールドラフはヘルムスタンに

よる盗みの詳細に関心がなかった模様で、前掲の書簡抜粋【1】（「ヘルムスタンがエセルレッドのベルトを盗むという罪を犯したとき」）以上の言及はない。こうした簡潔な言及から推察するに、ヘルムスタンは罰金支払いで事態を乗切ることができたと思われる⁽³⁰⁾。

しかし、この盗みがヘルムスタンを別の危機に陥れることになった。エセルヘルム・ヒガをはじめとする人びとがヘルムスタンを訴えたのである（〈裁判1〉。前掲【1】のように、ヒガは「他の原告たちとともに」直ちに訴えを開始した）。彼らの行動は、「偽証を行った者」あるいは「評判の悪い者」に対する規定を考慮に入れることで、説明できそうだ。『イネ王法典』第46条は、人が家畜泥棒として告発された時に、「その人が宣誓を行う資格を持つならば」、宣誓によって盗みを否定しなければならぬと規定している⁽³¹⁾。「宣誓を行う資格」とは、D・ホワイトロックによれば、「犯罪、特に偽証の前科によって、宣誓を行う権利を没収されていない」ことを指す⁽³²⁾。換言するなら、偽証を行えば、宣誓によって身の証を立てる権利を失うということである。さらに『エドワード古王第一法典』第3条では、偽証を行った者は「以後ふたたび宣誓を行う権利を持つことはなく、神判によって自らの潔白を証明しなければならない」と定められている⁽³³⁾。ということは、ヘルムスタンが有罪となる前に自らの盗みを否定していたならば、判決後は「偽証を行った者」として、今後の裁判では神判に付されることになっていただろう。そうでなくても、盗人という犯罪歴は、「評判の悪い者」としてヘルムスタンを不利な立場に置いたはずである。時代は下るが、例えば『エセルレッド王第一法典』第1条1項では、評判の悪い者（‘tyhtbysig’）が告発された時は、他の者たちの場合とは異なって、三重の神判を受けることとされている⁽³⁴⁾。いずれの場合でも、被告が不利な立場に置かれることは間違いない⁽³⁵⁾。従ってエセルヘルム・ヒガら原告たちの行動は、彼らがこうした原則をよく理解して実際に活用していたことを示すとともに、アングロ・サクソン期の法において、社会的評判と裁判における資格がいかに密接に関連していたかを教えてくれる⁽³⁶⁾。ただし第一節で述べたように、オールドラフの介入の結果、〈裁判1〉で神判が採用されることはなかったことを、再度確認しておこう。

ヘルムスタンの二度目の盗みに関しては、一度目よりは詳しい描写がある。「みすぼらしい（世話をされていない）牛」を見つけたヘルムスタンは、これを自分のものにしようと試みたが、「追跡人」（‘speremon’）に発見されて失敗したのであった⁽³⁷⁾。彼は州集会、あるいはハンドレッド集会で裁判にかけられ、罪を否定したものの、逃亡をはかった際に顔に付いた傷が証拠となって有罪判決を受けた（<裁判2>）。具体的な裁判手続は不明ながら、結果として土地財産の没収および法外放置の罰を言い渡されたのである⁽³⁸⁾。

科された罰からしても、ヘルムスタンの牛泥棒は、ベルトを盗むよりも深刻な罪であったことがわかる（オルドラフによれば、この事件によってヘルムスタンは「完全に破滅した」のだった⁽³⁹⁾）。刑罰の決定には、彼がいまや盗みの常習犯と見なされたことも影響しただろう。ただしこの場合、犯罪と処罰との関連については、より深い考察が必要とされる。ヘルムスタンは、本来ならば、盗みによってたびたび告発される者についての『イネ王法典』第37条によって、手あるいは足の切断という身体刑を科されるのが適当と考えられる⁽⁴⁰⁾。つまりヘルムスタンへの罰は、一見するかぎりでは、当時の法典での規定と合致していないように見える。オルドラフもこれに疑問を覚えたからであろう、王の役人に理由を尋ねたのだった⁽⁴¹⁾。

法典を眺めてみると、財産没収や法外放置に相当するのはより深刻な犯罪の場合のように思われる。財産没収に相当する罪として、『イネ王法典』は、王の館で闘うこと（第6条）、貴頭が軍事奉仕を怠ること（第51条）に言及している⁽⁴²⁾。また『アルフレッド王法典』で宣誓と誓約について述べた第1条のうち4項は、誓約を破った末に力づくで拘束されなければその罪を償おうとしない者に対し、武器と財産の没収を命じている⁽⁴³⁾。さらに同法第4条によれば、王の命を狙う陰謀を企てた者が、その生命と財産を没収される⁽⁴⁴⁾。法外放置については、やはり『アルフレッド王法典』第1条のうちに、誓約を破った者が逃亡した際に法の保護を奪われ、さらには教会から破門されるとの規定がある（7項）⁽⁴⁵⁾。

これらの規定との関連で、ヘルムスタンの受けた罰を説明できるだろうか。手掛りは、王の役人の言葉にある。オルドラフが処罰への疑問を発した時、役人は、ヘルム

スタンは「盗人であり、そのため財産は王に帰属する、なぜなら彼は王の従者だから」と返答した⁽⁴⁶⁾。つまり事件の本質は盗みにではなく、王の従者（‘cinges mon’）という彼の立場にあったと解釈できる。ヘルムスタンは、始めはアルフレッド王に、続いてエドワード古王に対して、従者として仕えるための誓いを立てたはずだ⁽⁴⁷⁾。そうだとすれば、悪行を繰り返すというヘルムスタンの振舞いは、王への忠誠義務違反として、前述の『アルフレッド王法典』第1条（「最初に、最も必要なこととして、各人が宣誓と誓約を誠実に守るように定める」）に則って罰せられたと推測できそうである（4項および7項）⁽⁴⁸⁾。

処罰が決定された後、ヘルムスタンはアルフレッド王の墓を訪れ、印璽を持ち帰った。この行動の意味については、よく分かっていない。オルドラフの手を通じてエドワード古王に渡された印璽は⁽⁴⁹⁾、贖罪を行ったことの証拠なのだろうか。あるいは父であるアルフレッド王を思い起こさせることで、エドワード古王に何らかの影響を与える意図があったのだろうか⁽⁵⁰⁾。いずれにせよ、結果として王はヘルムスタンの法外追放を解き、彼に住居を与えたのであった⁽⁵¹⁾。一度目の盗みを契機に生じた裁判で神判を免れたヘルムスタンは、二度目についても最終的に危機を脱したことになる。そしてそのどちらにもオルドラフが関与していた。Fonthill Letterの描写からは、裁判手続や処罰における柔軟性を指摘できると同時に、ヘルムスタンの保護者としてのオルドラフの影響力という論点が浮かび上がってくる。

4. 証明の方法

前掲の書簡抜粋【2】にあるように、オルドラフに説得されたアルフレッド王は、ヘルムスタんに「その土地について、エセルヘルムに対して彼の権利を証明する資格が与えられることを、お認めになった」。それでは「権利を証明する」ために、具体的にどのような手続や手段がとられたのだろうか。ここでも<裁判1>を対象に、裁判における証明の方法について検討してみる。

この点で参考になるのが、10世紀後半に生じた、ロチェスター司教を当事者とする裁判の記録である。土地所有を巡るこの訴訟は、「全ての人に与えられている三つ、すなわち主張の陳述（‘talu’）、根拠の提示（‘team’）、

もしくは占有の証明（‘ahnung’）」に言及している⁽⁵²⁾。これらは裁判における三つの立証方法あるいは証明手続と考えられているが⁽⁵³⁾、Fonthill の〈裁判 1〉でも同様の方法が確認できるだろうか。少々長くなるが、書簡の関連箇所を提示してから検討していこう。

【3】（前掲の書簡抜粋【2】の続き）「その後、(a) 彼らのそれぞれが意見を述べました、そして我々全員には、ヘルムスタンが (b) 文書（‘boc’）を携えて前に現れ、その土地に対する彼の権利を証明することが許されるべきだと思われました、（つまり）エセルスリスがオズウルフの所有になるよう、適正な代価でそれを与えたように、彼がそれを保持していたということです、そして彼女がオズウルフに話したところによると、彼女がそれを与えることができるのは、それが彼女がエセルウルフと結婚した際のモーニングギフトだからということでした。それで (c) ヘルムスタンは、これら全てのことを宣誓に含めました。そしてアルフレッド王はオズウルフのために、彼がその土地をエセルスリスから購入した時に、これ（土地の購入）が効力を持ち続けるように署名されました、さらにエドワードは彼の署名をし、エセルノスは彼の（署名をし）、デオルモッドは彼の（署名をし）、そして署名をして欲しいと望まれた人びと各々が、そのようにしました。(d) 我々が Wardour で彼らを和解させようとしていた時に、その文書が提出されて読み上げられました、その時、全ての署名がそこにありました。それで、（争いの）解決にあたっていた我々全員にとって、(e) ヘルムスタンはそれゆえ宣誓により近い（相応しい）と思われました。

その後、エセルヘルムは、我々が王のもとを訪れ、我々がどのようにしてそれを決めたのか、またなぜそのように決めたのかを正確に話すまでは、どうしても同意しようとしませんでした、そしてエセルヘルム自身が、我々とともにそこに立っていました、その時王は Wardour の部屋で、立って彼の手を洗っておられました。それが終わると、彼はエセルヘルムに、我々が彼のために解決したことが、どうして彼には正しいと思えないのかとお尋ねになりました、彼（アルフレッド王）は、彼（ヘルムスタン）にできるのなら彼は宣誓をなすべきであり、それ以上に正しいことは考えられない、とおっしゃ

いました。それから私は彼がそれをやってみたくて望んでいることを言明し、王にその日を指定するようお願いすると、そうして下さいました。……(f) 彼は私に彼を助けるよう懇願し、宣誓に失敗するか、あるいはそれがヒガに許されるようなことになるよりは、むしろ土地を私に譲渡したいのだ、と言いました。それで私は、(g) 彼が私にそれ（土地）を譲渡することを条件に、(彼が) 決して過ちをではなく、権利を得ることができるよう彼を助けると宣言しました、それで彼は私にそのことを誓いました。

そしてそれから、(h) 我々はその指定された日に乗り付けました、私、それにウィフトボルドは私と一緒に、またビルフトヘルムはあちら側でエセルヘルムとともにやってきました、そして我々全員が、彼が宣誓を完全に行ったのを聞きました。その後、我々全員でこの係争が終了したことを宣言しました、なぜなら裁判が果たされたからです。(i) そして陛下、金銭をもってしても、また宣誓をもってしてもそれを終わらせることができないとしたら、いったいつ訴訟は終結されるのでしょうか？」⁽⁵⁴⁾

*下線と下線番号は筆者による。また（ ）内は筆者による補足説明を指す。

（1）「主張の陳述」

下線 (a) から分るように、原告エセルヘルム・ヒガと被告ヘルムスタンが、まず各々の見解を述べた。ただし、エセルヘルム・ヒガの訴えの内容については、書簡は何も語っていない。これは書簡の著者であるオドラフが被告ヘルムスタンの保護者であり、被告の利害の代弁者であることを理由とする⁽⁵⁵⁾。ヒガの訴えとして考えるのは、彼がエセルウルフとエセルスリスの息子で、世襲財産として Fonthill を要求する権利を持つということだろう。これに対してヘルムスタンは、Fonthill がエセルスリスに譲渡されたモーニングギフト（初夜の次の朝に花婿から花嫁に贈られる贈り物で、夫の死後一年以内に再婚しない場合には、寡婦の財産となる）であり、従って彼女の財産として処分できること、これを前提にオズウルフへ売却されたこと、を陳述した。不思議なことに、この土地がオズウルフからヘルムスタンの所有に至る経緯については、オドラフは沈黙している。いずれにせ

よ、下線 (b) に述べられているように、文書を持っていたおかげでヘルムスタンは、次の段階に進むことができたのである。

(2) 文書の機能と「根拠の提示」

下線 (d) でヘルムスタンは調査団に提出した文書は、エセルスリスによるオズウルフへの Fonthill 売却に関するもので、検証の結果、ヘルムスタンの陳述の正しさが証明された。なんとと言ってもそこには売却の証人として、アルフレッド王の署名が確認されたのである（すなわち王文書 *diploma* であった。下線 (c) の続きを参照）⁽⁵⁶⁾。結果を受けて調査団は、ヘルムスタンに最終的に裁判を終わらせる宣誓のチャンスを与えた（下線 (e)）。それにしても、この文書はヘルムスタン自身による Fonthill 入手の証拠ではない（前述のように、その経緯は不明である）。にもかかわらずヘルムスタンを有利に導いた理由は、アングロ・サクソン期の土地法における文書の機能にある。王文書によって設定された土地所有は、その王文書を所持することによって証明された。所有者が変われば、土地とともに王文書も新しい所有者の手に移ることになったが、この権利証書としての王文書は、所有者の変更を明記しなくても機能したし、さらには盗みなどの不正な手段で入手した場合でさえも有効であった。要するに王文書は、内容ではなくその所持自体が決定的だったのである⁽⁵⁷⁾。ヘルムスタンの場合も王文書を所持していた。従って裁判 1 は、土地所有を巡る裁判での文書の証拠としての価値と、現実に文書を所持していた者が有利になるという原則、他の訴訟でも認められているこうした特徴を示す、さらなる事例ということになる。

ところで、裁判における文書の機能は、前述した「三つの証明方法」のうちの「根拠の提示」(‘*team*’) に匹敵していたとされる。鶴島によれば、主張を公にする(‘*talū*’) ためには根拠が必要で、それには権利証書を示すことが最も確実であったという⁽⁵⁸⁾。しかし証書の提示だけでは裁判は決着しなかった。前述したようにヘルムスタンは宣誓を成し遂げなければならなかったのである（下線 (e)、さらに下線 (h) も参照）。

(3) 宣誓と宣誓補助者、そして「占有の証明」

しばしば「宣誓と誓約」(oath and pledge) の文言で法典や文書に登場する宣誓は⁽⁵⁹⁾、アングロ・サクソン期の法領域において重要な位置づけを与えられている。すでに前節でも触れたように、裁判において無罪を主張するため（雪冤宣誓）、あるいは忠誠を誓う目的で、また商取引で保証人となる際にも要求された⁽⁶⁰⁾。さらには全ての民が王権に対して行う宣誓が、カロリング朝の一般誠実宣誓をモデルとして導入された可能性も、指摘されている⁽⁶¹⁾。

裁判における宣誓には、複数の段階が存在したようだ。まず、原告が訴えを開始する際に宣誓を行うべしとの規定（先行宣誓、予備宣誓 *fore-oath*）が、『アルフレッド王法典』、『エセルスタン王第二法典』、そして『クヌート王第二法典』などから確認できる⁽⁶²⁾。Fonthill を巡る三度の裁判で先行宣誓が行われたか否かを、書簡から読み取ることはできない。ただし裁判 1 については、ヘルムスタンは下線 (c) においてのみならず、指定された別の日に（下線 (h)）、つまり二回に渡って宣誓を行ったと解釈できる。

宣誓の方法には、状況に応じた多様性が認められる。例えば『イネ王法典』においては、家畜泥棒に関して、原告が「英語を話す者」(‘*Englisc*’) の場合と「ブリトン語を話す者」(‘*Wilisc*’) の場合では、被告による容疑否定の宣誓に差が設けられていた（第46条）⁽⁶³⁾。また、「最も厳粛な宣誓」に言及しているのが『エセルレッド王第五法典』で、国王に対する陰謀を企てたとされる者が、嫌疑を晴らすために行わなければならない（第30条）⁽⁶⁴⁾。A・J・ロバートソンによれば、「最も厳粛な宣誓」とはおそらく、36人の宣誓補助者によって支持された宣誓のことを指すという⁽⁶⁵⁾。

裁判における宣誓では大抵、ロバートソンのいう宣誓補助者(‘*æwda*’, ‘*æwdaman*’, *oath-helper*, *compurgator*)が必要とされた。宣誓補助者とは訴訟当事者の支持者たちのことであり、その人物の善良さを断言し、ひいてはその主張の正しさを保証するために宣誓するのである。かつて J・L・ラフリンは、訴訟当事者の主張に関して、「自分の目で見、自分の耳で聞いたこと」に基づいて証言するのが証人 (*witness*) であり、他方で宣誓補助者は、訴訟当事者の人柄とその主張一般への信用を誓うだ

けだとして、両者を峻別した⁽⁶⁶⁾。しかし訴訟関連の記録の中には、両者のうちのどちらが裁判に関与したのか判別できない記述があり、これが当時の認識を反映している可能性がある。また実際には、訴訟当事者の経歴や社会的評判を保証することと、その人物の特定の主張を支持することの間に大きな差はなかったのではないかととして、近年では、証人と宣誓補助者との関係を柔軟に理解するようになってきている⁽⁶⁷⁾。さて<裁判1>では、二度目の宣誓に際して、ヘルムスタンがオルドラフに宣誓補助を依頼しているように解釈できる（下線 (f)）。宣誓補助者の人数や身分は係争の内容に応じて変化したが、S・ケインズが指摘するように、地域の最有力者であるエアルドールマンの宣誓であればその効力は十分であっただろう⁽⁶⁸⁾。あるいはウォーモルドが指摘するように、ヘルムスタンはオルドラフに、必要な数の宣誓補助者を招集するための手助けを依頼した可能性もある⁽⁶⁹⁾。翻って一度目の宣誓については、宣誓補助者が必要とされた様子はない。裁判における宣誓はこの点でも区別されており、裁判を決着させる重要な局面での宣誓には宣誓補助者が必須だったということになる。

それでは裁判決着のために、王文書の提出に加えて、宣誓補助者による宣誓が必要とされたのはどうしてなのだろうか。下線 (f) から分るように、ヘルムスタンとその宣誓補助者による宣誓が成功しなければ、敗訴となる可能性もあったのだ。鶴島によれば、証書は「根拠の提示」としては必要で、これがなければ証明のプロセスを進めることはできなかつた。しかし裁判の最終判断のためには関係した人びとの記憶による裏付けが要求され、これが立証方法の三つ目である「占有の証明」にあたるのだという⁽⁷⁰⁾。この解釈に従えば、<裁判1>の場合も、「占有の証明」のために宣誓補助者の証言が必要だったと考えられる。ただし、オルドラフ自身あるいはオルドラフが招集した宣誓補助者たちが、ヘルムスタンによるFonthill占有の事実を実際に記憶していたかについては、疑問が残る。というのも下線の (f) と (g) から、オルドラフの援助が、Fonthillの譲渡という見返りを条件に実行されたことが判明するからである。この所謂「賄賂」を巡る問題については次節で言及することにした。

以上のように、<裁判1>では証明の方法に関して、

原告と被告の陳述、文書の提出、被告とその宣誓補助者による宣誓という手続がとられており、これらを10世紀後半における裁判での三つの証明手続、すなわち主張の陳述、根拠の提示、および占有の証明と対応させて解釈することもできた。してみればこの証明手続の起源は、9世紀末のアルフレッド王治世に遡る可能性が指摘できる。また宣誓の場面では、やはりオルドラフが重要な役割を果たしていた。アングロ・サクソン期の裁判において、こうした有力者の働きをどのように位置づけるべきであろうか。

5. 「弁護人」‘forespeca’の役割

オルドラフは<裁判1>に関連して、アルフレッド王に働きかけて、ヘルムスタンによる権利主張の機会を作り出した。そして裁判に調査団の一員として参加し、さらに宣誓の際には宣誓補助者としての（あるいは宣誓補助者を招集する）役目を果たした。その後、<裁判2>で有罪となったヘルムスタンの法外放置解除の試みに協力して、エドワード古王との間を仲立ちしている（印璽を手渡した）。ケインズは、オルドラフによるこれらの活動と影響力を、アングロ・サクソン期の裁判が個人的なパトロネージに影響を受けたことを示す、一例だとしている⁽⁷¹⁾。他方で、有力者による裁判への介入というテーマを包括的に検討したA・ラビンは、オルドラフの行動を‘forespeca’としてのそれと位置づけた。法典や裁判記録に登場する‘forespeca’（あるいは‘forespreca’）は「弁護人」(advocate)であり、現代的意味での専門的法律家ではないにせよ、訴訟当事者の代理人かつ保護者として、当事者と法との間を仲介する役割を果たしたとされる⁽⁷²⁾。

アングロ・サクソン期の裁判における‘forespeca’の存在とその機能は、法曹の歴史を巡る議論の中で等閑視されてきた。そのため研究の蓄積が待たれるが、ここでは以下の三点を指摘しておく。まず、オルドラフが被告側の「弁護人」でありながら調査団の一員として審議に加わっており、しかもその身分からして、おそらくは主導的役割を果たしたことである⁽⁷³⁾。詳細は不明ながら、ヘルムスタンに有利に進んだ裁判の経過から、オルドラフが影響力を行使した可能性は否めない。次に宣誓に際してオルドラフに約束された、土地譲渡についてで

ある。こうした賄賂に関しては、裁判での腐敗を正すアルフレッド王の姿を描写する中で、アッサーが言及している⁽⁷⁴⁾。注目すべきは、これらの特徴が、オルドラフに限らず他の「弁護人」の事例からも看取できるという、ラビンの指摘である。しかも彼らが自らの行動を隠蔽あるいは弁明しようとはしておらず、むしろ進んで公にしている（オルドラフがエドワード古王宛の *Fonthill Letter* で報告したように）ことも、共通しているという⁽⁷⁵⁾。とすれば、「弁護人」が裁判の審議に参加すること、および支援の見返りに報酬を得ることは、当時は問題視されていなかった可能性がある。これに関連して、書簡抜粋【3】の下線 (h) の記述からビルフトヘルムを原告側の関係者と見るケインズの推測が、意味を持つかもしれない⁽⁷⁶⁾。ビルフトヘルムがエセルヘルム・ヒガの「弁護人」であったとすれば、彼もまた係争の解決を任せられたメンバーの一人であるから⁽⁷⁷⁾、調査団には被告の「弁護人」と原告の「弁護人」の両者が含まれていたことになる。書簡からは、<裁判1>の顛末について、訴訟当事者たちを「同意」に至らせるべしとのアルフレッド王の命を受けて⁽⁷⁸⁾、調査団が彼らを「和解」させようと試みたこと⁽⁷⁹⁾、しかし結果としてヘルムスタンに *Fonthill* 所有が認められて、被告勝利で決着したと解釈できる。ただし前掲【3】の下線 (i) が示唆するように、エセルヘルム・ヒガに対しても金銭的補償がなされたとするれば、それは「同意」を目指す王の意志の反映であるとともに、被告・原告双方の「弁護人」の存在と交渉力を示唆する可能性がある⁽⁸⁰⁾。

「弁護人」を巡る議論の三つ目は、王権との関係についてである。L・ローチは、オルドラフの活躍の裏返しとして、王権の裁判への影響力を限定的と評価した。すなわち *Fonthill* を巡る一連の事件からは、縁故に恵まれていれば、裁判を有利に進めることも罰を免れることも比較的容易だったことが分るといふ⁽⁸¹⁾。次節ではこの点を、つまり裁判に対する王権の役割を、最後の論点として取り上げておきたい。

6. 王権の影響

前述のように、王国統治を巡る近年の研究動向では、10世紀頃からの王権が法や裁判行政に積極的に介入する姿が強調されてきている。しかし *Fonthill* 裁判における

王の役割については、評価が難しい。確かにアルフレッド王は、<裁判1>に関連して調査団を組織して事件の解決を命じた⁽⁸²⁾。エセルヘルム・ヒガによる異議の申し立てに対応して、ヘルムスタンによる宣誓の遂行を最終的に認めたのも王である⁽⁸³⁾。ついでエドワード古王は、<裁判2>でヘルムスタンに対して土地没収と法外放置を命じ、のちに恩赦を与えている⁽⁸⁴⁾。ウォーモルドによれば、犯罪に対する罰としての土地没収は、アルフレッド王以降の王権が土地支配と集権化を押し進めるための重要な手段であった⁽⁸⁵⁾。ただし<裁判2>の結果、*Fonthill* が没収されずにオルドラフに返還された点については⁽⁸⁶⁾、これをパトロネージが王の権力の及ぶ範囲を超えた、特異な事例と位置づけている⁽⁸⁷⁾。

裁判における王権の影響について、同時代人の認識という視角から参考になるのが、S・T・スミスの論考である⁽⁸⁸⁾。スミスは修辞学の観点で *Fonthill Letter* を分析し、そこに見られるアルフレッド王の描写の特徴を、王位継承者であるエドワード古王が直面していた当時の政治状況と関連させて理解している。本稿との関連で注目したいのは、著者のオルドラフが、今は亡きアルフレッド王の権威と存命中に彼から受けた支持とを、繰り返して叙述しているという指摘である。これは<裁判3>において、エセルヘルム・ヒガが蒸し返した要求に抗するためにオルドラフが採用した戦略であり、<裁判1>がアルフレッド王の下で終結したこと、そしてその判決は覆されてはならないことを、エドワード古王に訴えかける目的があった⁽⁸⁹⁾。「あるいは、もし人が、アルフレッド王が下されたすべての判決を変更したいと望んだとしたら、我々はいつ争いを終わらせたと言えるのでしょうか?」。書簡抜粋【3】の下線 (i) に続けてオルドラフは、エドワード古王にこのように訴えている⁽⁹⁰⁾。スミスによれば、オルドラフの戦略の背景には、アルフレッドと彼の宮廷が作り上げた、正しき法に献身する王権というイメージがあった⁽⁹¹⁾。つまりオルドラフは、エドワード古王に対して、偉大な父の継承者として相応しくあるためには裁判や法に対する態度を引き継ぐことが必要であり、具体的にはそれはアルフレッド王が下した正しい判決を踏襲することだと説いているのだ。

ここまでに見てきたように、*Fonthill* を巡る一連の裁判は様々な要素が絡み合って展開しており、王権の影響

力もその中で評価されなければならない。実際のところ、例えば<裁判1>におけるアルフレッド王の姿勢は、見方によっては、オールドラフの働きかけや調査団の決定を追認しているだけで、受動的と解釈することも可能であろう。しかしそれにもかかわらずオールドラフは、前述のエドワード古王への訴えかけのなかで「アルフレッド王が下された」判決という文言を用いているのであり、そこから当時の認識を窺い知ることができる。つまりこの文言は、賢明なアルフレッド王の姿を想起させる目的で戦略的に使用されたのであったが、同時に、裁判に対する王権の責任感を前提として、関係者たちがそれに寄せていた期待をも、示唆しているように思われるのである⁽⁹²⁾。

おわりに

アングロ・サクソン期の紛争解決に関する近年の研究は、規範的史料に加えて、実際の訴訟関連の記録を考察対象としており、そこから、個別の環境や事情に応じて多様な法の実践が明らかにされてきている⁽⁹³⁾。従って典型的な紛争解決というものは把握し難い。それでも本稿で *Fonthill Letter* に注目することによって得られた知見を、以下のようにまとめておこう。

筆者が別稿で述べたように、アングロ・サクソン末期国家論を巡る対立を止揚するためには、地域的特質と時代的变化を強く意識した考察が必要である⁽⁹⁴⁾。そこでまず、以下の点を確認しておく。*Fonthill* を巡る一連の裁判は、イングランド統合王権の起源とされるアルフレッド王の治世末期に開始されている。そして王の寝所があった *Wardour* で開催された<裁判1>、エドワード古王の役人が関与した<裁判2>、エドワード古王の面前で行われた<裁判3>というように、全ての裁判で王権の存在（距離の近さ）が感じられる。

それでは、書簡が詳細に伝える州集会（<裁判1>）について整理してみよう。地域統治の要であり、必要な財や奉仕を徴収する基本単位となっていく州、そして地域の土地所有者たちが会する州集会は、10世紀には王権にとっての支配の装置となったと言われる⁽⁹⁵⁾。確かに、<裁判1>の進め方を指示したアルフレッド王の行動からは、紛争解決を通じた地域統治に対する王権の姿勢が浮かび上がってくる。そもそも王が介入する契機となっ

たオールドラフの訴え、そして原告エセルヘルム・ヒガによる不服の申し立て（書簡抜粋【3】、下線(e)の続きを参照）の背景には、地域の問題解決における王の役割への期待があった。この点については別の視角から前述した通りである（第6節）。それでは、「州共同体」についてはどうだろうか。<裁判1>で係争の解決に当たったのは、地域の有力者であるセインたちであった。王による任命は、彼らの社会的調整力に期待して、また裁判での決定に実効力を持たせることを期待してのことであつたらう。ここに地域の問題解決のために協働する、州共同体の萌芽を見出すことができる。ただし、およそ一世紀後の記録に登場するような、「よき人々」やそれに類する表現は使用されていなかった。地域や王権が頼みにする「よき人々」への認識は、彼らが様々な共同行為を、そして王権からの要求に応える経験を繰り返す中で生み出され、醸成されてくるのであろう。

次に、訴訟における証明の方法についてである。アングロ・サクソン期の裁判手続については、かつては、厳格な形式主義であり、客観的事実にはほとんど興味を示さないとの見方がなされていた⁽⁹⁶⁾。しかし近年の事例研究の蓄積からは、「鉄のような冷酷な形式主義」‘*iron rigorism of form*’ どころか⁽⁹⁷⁾、裁判が行われた場所や当事者の社会的身分などに応じて多様であり得たとの見解が有力になっている。少なくとも純粋に形式を理由に（例えば宣誓で口にすべき文言を間違えたために）敗訴した事例は、発見されていないという⁽⁹⁸⁾。そしてこうした多様性の認識を基調としながら、立証方法としての「主張の陳述」、「根拠の提示」、および「占有の証明」が注目されている。*Fonthill* の<裁判1>においても、これら三つに対応すると解釈できる手続がとられていた。その際、「根拠の提示」として提出された文書に関しては、調査団の間で吟味がなされ、権利証書としての有効性が確認されていたのである。その上で行われた宣誓とこれを支持する宣誓補助者の役割については、立証における意義と位置づけの点で論者によって評価に違いがあり⁽⁹⁹⁾、さらなる検討が必要である。とくに *Fonthill* のケースでは賄賂について、さらに言えば、エアドールマンであるオールドラフが裁判全体を通じて及ぼした影響についての解釈が残されており、これを本来あるべき訴訟からの逸脱と見るのか、それとも不可欠な要素と捉えるの

かは、今後の検討課題である。罪と罰についての考察(<裁判1>と<裁判2>)から明らかになった、裁判手続や処罰の面での柔軟性も、やはり有力者のパトロネージとの関連を問う必要があるだろう。

繰り返すが、本稿での結論は、9世紀末から10世紀初めに王の近くで行われた訴訟に関連してのものであった。10世紀半ばに成立するイングランド統合王国のなかで、ウェセックスの宮廷から遠く離れた「地域」は、どのように位置づけられていくだろうか。その統合の過程において紛争解決は、地域特有の権力構造と王権との関係を反映しながら、それぞれのリズムやメカニズムにおいて達成されるはずである⁽¹⁰⁰⁾。この視角から紛争解決の事例を積み上げていくことで、王国統治の具体像が浮かび上がってくると同時に、各々の実践が地域を特徴的に形作っていくプロセスを、解明することができるだろう。

註

- (1) P. H. Sawyer, *Anglo-Saxon Charters: an Annotated List and Bibliography*, London, 1968 (改訂電子版 The Electronic Sawyer, with corrections and modifications, and with additional data collected by Susan Kelly, Rebecca Rushforth and others, <http://www.esawyer.org.uk/about/index.html>), no. 1445. 史料の伝来や編纂に関する詳細は、森 貴子「中世初期イングランドの紛争解決—Fonthill Letter を素材に (1)一」、『愛媛大学教育学部紀要』第63巻、2016年、275～284頁を参照されたい。
- (2) 森「中世初期イングランドの紛争解決(1)」(前註1)。ただし適宜史料を引用しつつ説明を加えることで、本稿を単独で理解できるように配慮した。ちなみに本稿での史料の提示にあたっては、() 内は筆者による補足説明である。
- (3) 古英語のエアルドールマン ealdorman は、ラテン語の 'praefectus'、'dux'、'comes' に相当し、もともとは上位の王国の支配者が、従属国の統治者に与えた称号である。しかし9世紀頃からは、王に奉仕する王の代理としての地域の支配者となっていた。かつての王族に由来する者を含む。A. Williams, *Kingship and Government in Pre-Conquest England*, 500-1066, Basingstoke and London, 1999, pp. 52-56.
- (4) 作成者に関しては、森「中世初期イングランドの紛争解決 (1)」(前註1)の278～279頁を参照。
- (5) 集会に関する近年の研究動向については、森 貴子「中世初期イングランドにおける集会をめぐって」、『愛媛大学教育学部紀要』、第61巻、2014年、181～190頁を参照のこと。
- (6) P. Wormald, 'Charters, Law and the Settlement of Disputes in Anglo-Saxon England', in W. Davies and P. Fouracre eds., *The Settlement of Disputes in Early Medieval Europe*, Cambridge, 1986, pp. 149-168, 262-265, esp., pp. 162-163 (中村敦子訳「アングロ=サクソン期イングランドにおける証書・法・紛争解決」、服部良久 [編訳]、『紛争のなかのヨーロッパ中世』第三章、京都大学学術出版会、2006年、57～87頁、特に74～75頁) など。本論文は著者の論文集 *Legal Culture in the Early Medieval West*, London, 1999に再録されている。
- (7) 鶴島博和「11世紀のイングランドにおける「よき人の社会」と「地域」の誕生」、藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像』、九州大学出版会、2004年、347～373頁；鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」『史苑』、第七五巻第二号、2015年、5～108頁、特に33～39頁。地域の秩序維持のために働いたセイン (thegn とはもともと「仕える者」を意味する) たちのことを、史料は「よき人々」と呼んだ。鶴島によれば、「よき人々」は地域の有力者家系であり、紛争解決に寄与してそれを記憶に残す素性よき彼らこそが、地域としての「州」の実態であった。王権は、彼らの調整力、記憶力、情報力に依存しつつ統治組織を作り上げていくことになる。
- (8) Electronic Sawyer (前註1), no. 1445. << Ða Helmstan ða undæde gedyde ðæt he Æðeredes belt forstæl ða ongon Higa him specan sona on mid oðran onspecendan 7 wolde him oðflitan ðæt lond.>>

- (9) Asser, *Vita Alfredi regis*. ch. 106 (S. Keynes and M. Lapidge trans., *Alfred the Great: Asser's 'Life of King Alfred' and other Contemporary Sources*, Harmondsworth, 1983, p. 109). また、『アルフレッド王法典』第22条、34条、38条もあわせて参照のこと (F. L. Attenborough ed. and tr., *The Laws of the Earliest English Kings*, Cambridge, 1922, repr. New York, 1963 (<https://archive.org/details/cu31924070153519>), pp. 74-75, 78-79, 80-81).
- (10) S. Keynes, 'The Fonthill Letter', in M. Korhammer ed., *Words, Texts and Manuscripts: Studies in Anglo-Saxon Culture Presented to Helmut Gneuss on the Occasion of his Sixty-Fifth Birthday*, Cambridge, 1992, pp. 53-97, at p. 81.
- (11) 州集会については『エドガー王第三法典』第5条1項 (A. J. Robertson ed. and tr., *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I*, Cambridge, 1925, pp. 26-27)、ハンドレッド集会については『エドガー王第一法典』第1条 (Robertson, *op. cit.*, pp. 16-17)。
- (12) Robertson, *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I* (前註11), pp. 26-27. <<7 ðar beo on þare scire biscop 7 se ealdorman, 7 ðar ægðer tæcan Godes riht ge worldriht>>. また、大沢一雄『アングロ・サクソン (=古英) 法典—法文の言語 (古英語、一部ラテン語) の邦訳と注解—』、朝日出版社、2010年、334~335頁も参照。
- (13) ただしウオーモルドは、本稿の<裁判2>が、アングロ・サクソン期における州集会 (州法廷) についての最も古い言及例である可能性を指摘している。P. Wormald, 'A Handlist of Anglo-Saxon Lawsuits', *Anglo-Saxon England* 17, 1988, pp. 247-81, at p. 279. *Legal Culture in the Early Medieval West* (前註6) に再録、p. 285.
- (14) 「それからイアンウルフ・ペニアードィングー彼は王の役人でした—が介入してきて、彼 (ヘルムスタン) が Tisbury に持っていた財産のすべてを取り上げました。その時私は彼になぜそうするのかと尋ねました」。Electronic Sawyer (前註1), no. 1445, << Ða swaf Eanulf Penearding on was gerefa ða genom eal ðæt yrfe him on ðæt he ahte to Tyssebyrig. Ða ascade ic hine hy he swa dyde>>. Tisbury は Fonthill の南東3キロに位置する (地図参照)。ケインズによれば、このとき、動産のみならず土地そのものが没収された。Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 81.
- (15) 10世紀頃から史料に登場し始めるハンドレッドは、そこで開催される集会を通じて、在地における裁判や統治の中心となった。J. Campbell, 'Hundreds and Leets: A Survey with Suggestions', in C. Harper-Bill ed., *Medieval East Anglia*, Woodbridge, 2005, pp. 153-167, at 153-156. 本稿ではハンドレッド集会に関して詳細に議論する余地がないが、ケインズによれば、訴訟において在地役人とエアルドールマンとの位置づけははっきりしておらず、そのため両者間に軋轢が生じることがあったという。オルドラフが役人に対してとった行動 (財産没収の理由を尋ねたこと) は、この文脈から理解することも可能だとされている。Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), pp. 84-85.
- (16) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 80.
- (17) 書間冒頭: 「私は陛下 (エドワード古王) に、エセルヘルム・ヒガが主張している Fonthill の5ハイドの土地について、何か起こったのかをご報告申し上げます」。Electronic Sawyer (前註1), no. 1445, <<Leof ic ðe cyðe hu hit wæs ymb ðæt lond æt Funtial ða fif hida ðe Æðelm Higa ymb spycð>>.
- (18) 書間裏書: 「そしてエセルヘルム・ヒガは、王が Warminster におられる時に、この争いから手を引いた、オルドラフ、オズフェルス、オツダ、ウィフトボルド、禿頭のエルフスタン、そしてエセルノスの立会いのもとで」。Electronic Sawyer (前註1), no. 1445, << Æðelm higa eode of ðam geflite ða cing wæs æt Worgemynster . on Ordlafes gewitnesse 7 on Osferðes 7 on Oddan 7 on Wihthordes 7 on Ælfstanes ðys blierian 7 on Æðelnoðes>>
- (19) Electronic Sawyer (前註1), no. 1445, << Ða sohte he me 7 bæd me ðæt ic him wære forespeca forðon ic his hæfde ær onfongen æt biscopes honda ær he

ða undæde gedyde. Ða spæc ic him fore 7 ðingade him to Ælfrede cinge. Ða God forgelde his saule ða lyfde he ðæt he moste beon ryhtes wyrðe for mire forspæce 7 ryhtrace wið Æðelm ymb ðæt lond. Ða het he hie seman ða wæs ic ðara monna sum ðe ðærto genemned wæran 7 Wihtbord 7 Ælfric wæs ða hrælden 7 Byrthelm 7 Wulfhun ðes blaca æt Sumortune 7 Strica 7 Ubba 7 ma monna ðonne ic nu genemnan mæge>>.

- (20) この指摘は、L. Roach, *Kingship and Consent in Anglo-Saxon England: Assemblies and the State in the Early Middle Ages*, Cambridge, 2013, p. 127.
- (21) 鶴島は、紀元千年前後に紛争解決の手続が確立されつつあったと指摘し、以下のように説明している。「まず、国王に対して請願する。それに対して国王が州のセインたちに問題を解決するように、令状と彼の印璽で命令を発し、その命令が集会で読まれて、訴訟が開始された。……命令は単なる口頭ではなく令状という文書で伝達され、地域の問題解決が統治として組織化され始めたことは注目に値しよう」。「11世紀のイングランドにおける「よき人の社会」と「地域」の誕生」(前註7)、360頁。ケインズによれば、アルフレッド王はある作品(アウグスティヌス『独白』の古英語訳)で「書かれたメッセージと印璽」に言及しており、そこからはすでに当時の王権にとって、自らの意志を印璽とともに書面で知らせるのがごく普通であったかのような印象を受けるという。S. Keynes, 'Royal Government and the Written Word in Late Anglo-Saxon England' in R. McKitterick ed., *The Uses of Literacy in Early Mediaeval Europe*, Cambridge, 1990, pp. 226-257, at pp. 244-145. それでも Fonthill Letter からは、アルフレッド王が裁判で令状や印璽を用いた様子は認められない。
- (22) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), pp. 69-70.
- (23) Electronic Sawyer (前註1), no. 348.
- (24) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 69. サマセットの Somerton は、エアドレッド王治世の949年、復活祭の時期に賢人集会が開催された場所でもある。
- (25) Fonthill Letter の著者はオールドラフであり、そこでの描写が、セインたちに対する王の側の認識を反映していない可能性はある。しかし鶴島が史料として用いた告知文書も王権ではなく訴訟の勝者が作成したものであり、訴訟関係者の認識が現れているという点で大きな違いはないと考えてよい。鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」(前註7)、33頁。
- (26) 地域共同体は共通の経験領域(経済圏、通婚圏、祈禱・埋葬圏など)を基礎に、王権をはじめとする諸権力との結びつきを構築する不断の実践(例えば課税や徴兵や裁判といった王権の統治行為とそれに対応していく人々の協働行為)を通して形成されていく。鶴島「11世紀のイングランドにおける「よき人の社会」と「地域」の誕生」(前註7)、358頁。また鶴島は、彼らが「ジェントリ」の起源であること、そして共同体的な彼らの行為に陪審制度の根があることも指摘している。鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」(前註7)、37~38頁。
- (27) 森 貴子「アングロ・サクソン期イングランドにおける王の法典の史的 성격—P. Wormald, *The Making of English Law* を素材として—」、『愛媛大学教育学部紀要』、第59巻、2012年、255~262頁。
- (28) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 38-39. イネ王(ウェセックス王在位688年~726年)の法は、アルフレッド王の法典への補遺として、そこに含まれた形でしか存在を確認することができない。
- (29) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 40-41, 184 (note).
- (30) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), pp. 64-65.
- (31) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 50-51.
- (32) D. Whitelock ed., *English Historical Documents, I, c. 500-1042*, London & New York, 2nd edn, 1979, p. 404.
- (33) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 116-117.

- (34) Robertson, *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I* (前註11), pp. 52-53. 三重の神判については、Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), p. 188、また大沢『アングロ・サクソン (=古英) 法典』(前註12)、263頁を参照。
- (35) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 65.
- (36) P. Wormald, *The Making of English Law: King Alfred to the Twelfth Century*, volume I: *Legislation and its Limits*, Oxford, 1999, p. 147.
- (37) 'speremon' については、M. Gretsch, 'The language of the 'Fonthill Letter'', *Anglo-Saxon England*, 23, 1994, pp. 57-102, at pp. 84-87 ; C. Hough, 'Cattle-Tracking in the Fonthill Letter', *English Historical Review*, 115, 2000, pp. 864-892, at pp. 865-881. また、書簡のこの箇所「みすばらしい (世話をされていない) 牛」という表現が用いられた意味については、Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 78.
- (38) 前註 (14) の続き。「すると彼 (王の役人) は、彼 (ヘルムスタン) は盗人であり、そのため財産は王に帰属する、なぜなら彼は王の従者だから…と仰いました。そしてそれから陛下は、彼にアウトロー (法外者) を命ぜられたのでした」<<ða cwæð he ðæt he wære ðeof. 7 mon gerehte ðæt yrfe cinge forðon he wæs cinges mon… 7 tu hine hete ða flyman>>
- (39) Electronic Sawyer (前註1), no. 1445. <<ðe he mid ealle fore forwearð>>
- (40) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 48-49.
- (41) 前註 (14) を参照。この点については異なる解釈もある (前註15を参照)。
- (42) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 38-39 (第6条), pp. 52-53 (第51条)
- (43) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 62-63.
- (44) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 64-65.
- (45) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 64-65.
- (46) 前註 (38) を参照。
- (47) この指摘は Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 84.
- (48) 前註 (43) および (45) を参照。
- (49) 印璽はまずヘルムスタンからオルドラフに届けられた後で、オルドラフが王に手渡している。「その後、彼は陛下の父君の亡骸 (墓) を探し求め、そして私に印璽を持ってきました、そして私は陛下とともに Chippenham にいました。それから私はその印璽を陛下にお渡ししました」。Electronic Sawyer (前註1), no. 1445, <<Ða gesahte he ðines fæder lic 7 brohte insigle to me 7 ic wæs æt Cippanhomme mit te. Ða ageaf ic ðæt insigle ðe>>. ここでの行動が贖罪を意味する可能性については、N. P. Brooks, 'The Fonthill Letter, Ealdorman Ordlaaf and Anglo-Saxon Law in Practice', in S. Baxter et al., eds., *Early Medieval Studies in Memory of Patrick Wormald*, Farnham, 2009, pp. 301-317, at pp. 311-312.
- (50) S. T. Smith, 'Of Kings and Cattle Thieves: The Rhetorical Work of the Fonthill Letter', *Journal of English and Germanic Philology*, 106, 2007, pp. 447-467, at pp. 457-459. スミスの主張 (本稿の第6節でも紹介している) は、印璽の機能を考慮に入れることで、妥当性を増すように思われる。王の印璽は、それを示すことによって、あたかも王が面前に現れるような象徴的機能を果たしていた (アン・ウィリアムズ「チャーター、告知文書、そして手紙—「征服」前のイングランドにおける文書史料—」、鶴島博和、春田直紀編著『日英中世史料論』、日本経済評論社、2008年、58頁の訳註 (9) を参照)。とすればアルフレッド王の印璽を手渡されたエドワード古王は、生前に父である王が、ヘルムスタンに与えた支援と支持を思い起こしたことだろう。
- (51) 「そして陛下は彼に彼の住居と持ち物をお許しになりました、彼はいまなおそこに住んでいます」。Electronic Sawyer (前註1), no. 1445, <<7 ðu him forgeafe his eard 7 ða are ðe he get on gebogen hæfð.
- (52) Electronic Sawyer (前註1), no. 1457 ; A. J. Robertson, ed. and tr., *Anglo-Saxon Charters*,

Cambridge, 1956, no. 59 (pp. 122-123).

- (53) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 68 ; Wormald, 'Charters, Law and the Settlement of Disputes' (前註6), pp. 157-9 ; 鶴島「11世紀のイングランドにおける「よき人の社会」と「地域」の誕生」(前註7)、357~358頁 ; 鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」(前註7)、38~39頁。

- (54) Electronic Sawyer (前註1), no. 1445, << Ða reahte heora ægðer his spell ða ðuhte us eallan ðæt Helmstan moste gan forð mid ðon bocon 7 geagnigean him ðæt lond ðæt he hit hæfde swa Æðeldryð hit Osulfe on æht gesealde wið gemedan feo 7 heo cwæð to Osulfe ðæt heo hit ahte him wel to syllanne forðon hit wæs hire morgengifu ða heo ærest to Aðulfe com. 7 Helmstan ðis eal on ðon aðe befeng. 7 Ælfred cing ða Osulfe his hondsetene sealde ða he ðæt lond æt Æðeldryðe bohte ðæt hit swa stondan moste 7 Eadward his 7 Æðelnað his 7 Deormod his 7 ælces ðara monna ðe mon ða habban wolde. Ða we hie æt Weardoran nu semdan ða bær mon ða boc forð 7 rædde hie. Ða stod seo hondseten eal ðæron. Ða ðuhte us eallan ðe æt ðære some wæran ðæt Helmstan wære aðe ðæs ðe near.

Ða næs Æðelm na fullice geðafa ær we eodan in to cinge 7 sædan eall hu we hit reahtan 7 be hwy we hit reahtan. 7 Æðelm stod self ðærinne mid. 7 cing stod ðwoh his honda æt Weardoran innan ðon bure. Ða he ðæt gedon hæfde ða ascade he Æðelm hwy hit him ryht ne ðuhte ðæt we him gereaht hæfdan cwæð ðæt he nan ryhtre geðencan ne meahte ðonne he ðone að agifan moste gif he meahte. Ða cwæð ic ðæt he wolde cunnigan 7 bæd ðone cing ðæt he hit andagade. 7 he ða swa dyde. 7 he.....bæd me ðæt ic him fultemade 7 cwæð ðæt him wære leofre ðæt he ðæt land me sealde ðonne se að forburste oððe hit æfr[e Higan sie gelyf] æde. Ða cwæð ic ðæt ic him wolde fylstan to ryhte 7 næfre to nanan wo on ða gerada ðe he his me uðe. 7 he me ðæt on wedde gesealde.

7 we ridan ða to ðon andagan. ic 7 Wihthbord rad mid me 7 Byrthelm rad ðider mid Æðelme. 7 we gehyrdan ealle ðæt he ðone að be fulan ageaf. Ða we cwædan ealle ðæt hit wære geendodu spæc ða se dom wæs gefylled. 7 leof hwonne bið engu spæc geendedu gif mon ne mæg nowðer ne mid feo ne mid aða geendigan? >>

- (55) A. Rabin, 'Testimony and Authority in Old English Law : Writing the Subject in the "Fonthill Letter"', in R. S. Sturges ed., *Law and Sovereignty in the Middle Ages and the Renaissance*, Turnhout, 2011, pp. 153-172, at p. 159, note 19.
- (56) Fonthill 売却に関する当該文書は伝来していないが、ウォーモルドは売却を確認する王文書であったとしている。Wormald, *The Making of English Law* (前註36), p. 144. また、Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 71, note 79も参照のこと。
- (57) 森 貴子「アングロ・サクソン期文書における古英語の利用—ウスター司教座関連文書の検討から—」、藤井美男・田北廣道編著『ヨーロッパ中世世界の動態像—史料と理論の対話—森本芳樹先生古希記念論集』九州大学出版会、2004年、87~110頁、特に89頁。また、Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 71も参照。
- (58) 鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」(前註7)、38頁。
- (59) M. Ammon, "Ge mid wedde ge mid aðe' : the functions of oath and pledge in Anglo-Saxon legal culture', *Historical Research*, vol. 86, no. 233, 2013, pp. 515-535, at pp.516- 517によれば、宣誓 oath は過去の行為について確証することを意味し、誓約 pledge は将来の行為についての約束を意味するが、例外もあった。
- (60) 例えば諸法典での宣誓に関する規定は、Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 240-241, および Robertson, *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I* (前註11), pp. 407-408の index にピックアップされ、内容が簡潔に示されている。

- (61) J. Campbell, 'Observations on English Government from Tenth to the Twelfth Century', *Transactions of the Royal Historical Society*, 5th Series, xxv, 1975, pp. 39-54, at pp. 46-47, repr. in Do., *Essays in Anglo-Saxon History*, London, 1986, pp. 155-70, at p.162 ; Wormald, 'Charters, Law and the Settlement of Disputes' (前註6), p. 165および本稿後註(67)の *Blackwell Encyclopaedia* に収められた Wormald, 'Oaths' も参照されたい。一般宣誓に関するさらなる議論は、例えば Ammon, "Ge mid wedde ge mid aðe" (前註59), p. 519。
- (62) 『アルフレッド王法典』第33条 (Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings*, 前註9, pp. 78-79および大沢『アングロ・サクソン (=古英) 法典』、前註12、203頁); 『エセルスタン王第二法典』第23条 2 項 (Attenborough, *op. cit.*, pp. 140-141および大沢、前掲書、275頁); 『クヌート王第二法典』第22条 1 項 (Robertson, *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I*, 前註11, pp. 184-185および大沢、前掲書、483頁)。
- (63) Attenborough, *The Laws of the Earliest English Kings* (前註9), pp. 50-51. こうした言語集団が登場してくる意味については、鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」(前註7)、13~14頁。
- (64) Robertson, *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I* (前註11), pp. 86-87.
- (65) Robertson, *The laws of the kings of England from Edmund to Henry I* (前註11), pp. 330-331.
- (66) J. L. Laughlin, 'The Angla-Saxon Legal Procedure', in H. Adams *et al.*, *Essays in Anglo-Saxon Law*, Boston, 1876, pp. 183-305, at pp. 218 and 299.
- (67) ただし、雪冤宣誓のプロセスは12世紀後半には廃れていくことになる。これに対して、証人による証言が近代法における必須の要素であることは言うまでもない。P. Wormald, 'Oaths', in M. Lapidge *et al* eds., *The Blackwell Encyclopaedia of Anglo-Saxon England*, Oxford, 1999, p. 338.
- (68) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 75. また、Brooks, 'The Fonthill Letter' (前註49), p. 310. ただしケインズは、下線 (h) の記述から、オルドラフは最終的には宣誓補助を行わずに、他の者たちと共にヘルムスタンの宣誓に立ち合った可能性もあると指摘している。Keynes, art. cit. pp. 75 (note 93) and 76.
- (69) Wormald, *The Making of English Law* (前註36), p. 144.
- (70) 鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」(前註7)、38~39頁。和解を重視するために、宣誓を避ける(判決をださない) ケースもある(鶴島、同論文、39頁)。
- (71) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), pp. 66-67.
- (72) A. Rabin, 'Old English *forespeca* and the Role of the Advocate in Anglo-Saxon Law', *Mediaeval Studies*, 69, 2007, pp. 223-254, at pp. 225-227, 234 and 243-254. Fonthill Letter においても *forespeca* の語が用いられている。本稿での書簡抜粋【2】の一行目にあたる箇所であり、ここは「その後、彼は私を訪れ、私に彼のために *forespeca* になるようにと懇願しました」と訳すことも可能である。cf. Brooks, 'The Fonthill Letter' (前註49), p. 302.
- (73) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), p. 69 ; Roach, *Kingship and Consent* (前註20), p. 126.
- (74) Asser, *Vita Alfredi regis*. ch. 106 (S. Keynes and M. Lapidge, *Alfred the Great*, 前註9, pp. 109-110).
- (75) Rabin, 'Old English *forespeca*' (前註72), pp. 250-251. この指摘を受けて Roach, *Kingship and Consent* (前註20), p. 126は、オルドラフの事例が、弁護人や宣誓補助者が懇願や脅迫によって訴訟当事者の主張を支持していたことを示す、氷山の一角だった可能性を指摘している。
- (76) Keynes, 'The Fonthill Letter' (前註10), pp. 69 and 76.
- (77) 書簡抜粋【2】を参照のこと。
- (78) 書簡抜粋【2】を参照のこと。
- (79) 書簡抜粋【3】の下線 (d) を参照のこと。
- (80) ラビンの見解は、「弁護人」が審議に加わることの意味は、その働きによって原告・被告の両者がともに容認可能な解決にむけた交渉が促進される点にあるのではないか、というものである。Rabin,

- ‘Old English *forespeca*’ (前註72), p. 251. しかしそのためにはやはり、原告・被告両者の「弁護人」が含まれていなくてはなるまい。
- (81) Roach, *Kingship and Consent* (前註20), p. 127.
- (82) 書簡抜粹【2】を参照のこと。
- (83) 書簡抜粹【3】の下線(e)以降を参照のこと。
- (84) 本稿第3節および前註(38)を参照のこと。
- (85) Wormald, ‘Charters, Law and the Settlement of Disputes’ (前註6), pp. 165-168; Wormald, *The Making of English Law* (前註36), p. 147.
- (86) 本稿第一節および森「中世初期イングランドの紛争解決(1)」(前註1)、277頁および281頁を参照。
- (87) Wormald, *The Making of English Law* (前註36), p. 147. Fonthill が没収されなかった理由とそれに関連する議論は、Keynes, ‘The Fonthill Letter’ (前註10), p. 85; 森「中世初期イングランドの紛争解決(1)」(前註1)、281および284頁も参照。
- (88) Smith, ‘Of Kings and Cattle Thieves’ (前註50).
- (89) Smith, ‘Of Kings and Cattle Thieves’ (前註50), pp. 454-467.
- (90) Electronic Sawyer (前註1), no. 1445, << Oððe gif mon ælcne dom wile onwendan ðe Ælfred cing gesette hwonne habbe we ðonne gemotad?>>
- (91) Smith, ‘Of Kings and Cattle Thieves’ (前註50), pp. 459-460.
- (92) Rabin, ‘Testimony and Authority in Old English Law’ (前註55) pp. 164 and 170も、オールドラフの叙述が、正しき法の源としての王の権威と、その継承における一貫性をイメージしたものだと指摘している。
- (93) Rabin, ‘Old English *forespeca*’ (前註72), pp. 229-234. 裁判実践における多様性の一因は、ラビンが指摘するように、ルールの厳密な適応よりも和解の達成が重視されたことにあるのかもしれない。
- (94) 森「中世初期イングランドにおける集会をめぐって」(前註5)、186頁。
- (95) Williams, *Kingship and Government in Pre-Conquest England* (前註3), p. 88.
- (96) 例えば、F. Pollock and F. W. Maitland, *The History of English Law*, 2nd edn., S. F. C. Milson ed., Cambridge, 1968, vol. 1, pp. 37-52.
- (97) この表現は、Laughlin, ‘The Anglo-Saxon Legal Procedure’ (前註66), p. 185.
- (98) Rabin, ‘Old English *forespeca*’ (前註72), pp. 230-232.
- (99) Wormald, ‘Charters, Law and the Settlement of Disputes’ (前註6), p. 154は、立証の方法として証書を重視し、宣誓および宣誓補助者の役割を副次的と評価している。この点で、証書に加えて、宣誓補助者の記憶による裏付けが必須とした鶴島の主張とは、距離が認められる。また、裁判における記憶の重要性という論点は、鶴島によっても取り上げられている。すなわち裁判で記憶を提供した人々(あるいは裁判の結果を記憶した人々)が死亡した後に、「記憶の再生」が必要となり、いわば「擬制としての裁判」が繰り返されたという。鶴島「ヨーロッパ形成期におけるイングランドと環海峡世界の「構造」と展開」(前註7)、39頁。本稿の<裁判3>でHigaが再挑戦した理由も、地域の記憶との関連で理解することができるかもしれない。
- (100) Paul Hyams, ‘Feud and the State in Late Anglo-Saxon England’, *Journal of British Studies*, 40, no. 1, 2001, pp. 1-43, at pp. 34-35は、王の法廷から離れた州のセインの行動は、そこに近いセインたちの行動とは異なる可能性があるとして指摘している。またRoach, *Kingship and Consent* (前註20), pp. 137-146は、イーリー修道院の年代記から、修道院周辺で生じた裁判において王権の関与が弱い理由の一つとして、ウェセックスからすれば周縁の地にあたるフェンランドという、地政学上の特徴を挙げている。

